○長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成20年９月24日規則第72号

改正

平成24年６月25日規則第49号
平成28年４月１日規則第21号

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年長浜市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請等）

第２条　条例第18条第１項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、建築物の許可申請書（様式第１号）の正本及び副本に、それぞれ申請理由書及び別表に掲げる図書その他必要な資料を添付して、市長に提出しなければならない。

２　市長は、必要があると認める場合は、前項に規定する図書のほか、必要な図書の添付を求めることができる。

３　市長は、第１項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、許可をしたときは、許可通知書（様式第２号）により、第１項に規定する許可申請書の副本及びこれに添付した図書等を添えて、申請者に通知するものとする。

４　市長は、前項の規定による審査の結果、許可をしないときは、不許可通知書（様式第３号）により、第１項に規定する許可申請書の副本及びこれに添付した図書等を添えて、申請者に通知するものとする。

（建築主の変更）

第３条　許可を受けた建築物で、当該許可を受けた建築物の工事完了前に建築主を変更しようとする者は、建築主変更届（様式第４号）に、前条第３項の許可通知書を添えて、工事完了届を提出する前に市長に届け出なければならない。

２　前項の規定により添付した許可通知書は、建築主変更届を受理した後速やかに当該届出者に返付するものとする。

（許可申請の取下げ）

第４条　第２条第１項の規定により市長に申請書を提出した者は、市長が許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、許可申請取下げ届（様式第５号）により市長に届け出なければならない。

（工事の取りやめ）

第５条　許可を受けた建築物の建築主（第３条の規定により建築主となった者を含む。）は、その工事の全部又は一部を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（様式第６号）に、第２条第３項の許可通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第６条　市長は、建築許可が虚偽の申請その他不正の行為によるものであることが判明したときは、許可を取り消すことができる。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（長浜市細江町須田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の廃止）

２　長浜市細江町須田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成18年長浜市規則第133号）は、廃止する。

附　則（平成24年６月25日規則第49号）

この規則は、平成24年７月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

図書の書類	明示すべき事項
付近見取図	（１）　方位、道路及び目標となる地物
配置図	（１）　縮尺 （２）　方位 （３）　敷地の境界線 （４）　敷地内における建築物の位置 （５）　申請に係る建築物と他の建築物との別 （６）　敷地の接する道路の位置及び幅員 （７）　その他必要な事項
各階平面図	（１）　縮尺 （２）　方位 （３）　間取 （４）　各室の用途 （５）　壁及び開口部の位置
二面以上の立面図	（１）　縮尺 （２）　開口部の位置 （３）　屋根の勾配
二面以上の断面図	（１）　縮尺 （２）　床の高さ （３）　各階の天井の高さ （４）　軒及びひさしの出 （５）　建築物の各部分の高さ

様式第１号（第２条関係）

様式第２号（第２条関係）

様式第３号（第２条関係）

様式第４号（第３条関係）

様式第５号（第４条関係）

様式第６号（第５条関係）